

# 賠償責任事故解決通知書(運送保険用)

この事故解決報告書で示談書(免責証書)にかえることができます。なお、事故の内容により、示談書(免責証書)のご提出をお願いすることがありますので、あらかじめご了承ください。

AIG 損害保険株式会社 宛

年 月 日

年 月 日 に発生しました賠償責任事故につきまして下記のとおり解決しましたので  
保険金請求いたします。保険金受領後、本件事故に関して、荷主(元請運送人)もしくは利害関係人より、請求ないし  
異議がありましても、貴社には一切の請求をいたしません。

1 荷主(元請運送人)へ賠償金を支払済の場合はこちらを選択ください。

本件事故につき、荷主(元請運送人) 殿より損害賠償請求を受け、  
年 月 日に 荷主・元請運送人・修理業者・その他 ( ) に、  
金 円を支払い、解決いたしました。当事者双方の了解により示談書を作成いた  
しませんでした。示談書にかえて本確認書並びに損害賠償金の支払を証明する書類を提出して保険金請  
求いたします。

2 荷主(元請運送人)側への賠償金の支払がお済みでない場合はこちらを選択ください。

本件事故につき、荷主(元請運送人) 殿より損害賠償請求を受け、  
荷主・元請運送人・修理業者・その他 ( ) に、金 円を支払うことで  
解決いたしました。当事者双方の了解により示談書を作成いたしませんでした。示談書にかえて本確  
認書並びに被害者指定口座を振込先とする保険金請求書を提出して保険金請求いたします。

保険金請求者  
(被保険者)

住所

氏名

印

## 【ご注意】

- 本書は弊社に対して保険金をご請求される際にご提出いただくもので、被害者に対して何ら影響力のあるものではありません。示談書は示談の内容を文章にして当事者が合意のうえ署名・捺印するもので、合意した内容を明確にしておき、後日の争いを避ける法的効果があります。したがって、特段の事情がない限り、被害者の意図を確認する意味でも示談書を交わすことをお勧めします。
- 事故の解決にあたっては、必ず事前に当社にご相談ください。ご相談なしに解決された場合には、解決額の一部または全部が支払われないことがあります。
- 被保険者口座への振込みの場合は相手方への支払いを証明する領収書(費目内訳のあるもの)や振込票が必要です。
- 事故内容や損害状況等に関し、事故の相手方・領収証発行者・被振込人等に照会することがありますので、あらかじめご了承ください。
- お支払いされていない損害賠償金があり、被害者が被保険者の保険金受領に同意されていない場合、支払指図先は被害者・修理業者等をご指定下さい。

## 領 収 証 貼 付 欄

内訳・費目

金額

.....

.....

.....

.....

